

広島県土砂の適正処理に関する条例及び広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十九号

広島県土砂の適正処理に関する条例及び広島県建築基準法施行条例の一部を

改正する条例

(広島県土砂の適正処理に関する条例の一部改正)

第一条 広島県土砂の適正処理に関する条例(平成十六年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(土砂埋立行為の許可) 第十六条 (略) 一一五 (略)</p> <p>六 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十二条第一項本文又は第二十条第一項本文の規定による許可(同法第十五条第一項又は第二十四条第一項の規定により許可があつたものとみなされる協議の成立を含む。)を受けて行う土砂埋立行為 七一九 (略)</p> <p>附則</p> <p>1―4 (略) (適用除外)</p> <p>5  第十六条及び第三十四条の規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法第十条第四項又は第二十六条第四項の規定に基づく公示がされた区域における土砂埋立行為(第十六条の許可を受けた土砂埋立行為であつて、当該公示がされた際に当該許可に係る土砂埋立行為が完了していないものを除く。)及び土砂の搬入については、適用しない。</p>	<p>(土砂埋立行為の許可) 第十六条 (略) 一一五 (略)</p> <p>六一八 (略)</p> <p>附則</p> <p>1―4 (略)</p>

(広島県建築基準法施行条例の一部改正)

第二条 広島県建築基準法施行条例(昭和四十七年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(がけ付近の建築物) 第四条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該がけに係る災害防止工事(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十二条第一項第七号の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号。以下「盛土規制法」という。)第十三条又は第三十一条の規定に適合するもののうち、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号。以下「盛土規制法施行令」という。)第六条に規定する崖面崩壊防止施設の設置を除く。)について、都市計画法第三十六条第二項の検査済証の交付があつたとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 当該がけに係る災害防止工事(盛土規制法施行令第六条に規定する崖面崩壊防止施設の設置を除く。)について、盛土規制法第十七条第二項又は第三十六条第二項の検査済証の交付があつたとき。</p> <p>六 前五号に掲げるもののほか、建築物の位置及び構造、がけの土質並びに災害防止措置の状況により特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めたととき。</p>	<p>(がけ付近の建築物) 第四条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該がけに係る災害防止工事について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の検査済証の交付があつたとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 前四号に掲げるもののほか、建築物の位置及び構造、がけの土質並びに災害防止措置の状況により特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めたととき。</p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。